

## 地域の実情に即した道路整備の促進と財源確保を求める意見書

道路は、地域住民が生活していく上で必要不可欠なものであり、また、経済・社会活動を支える最も基礎的な社会資本となっている。

しかしながら、和歌山県南部における道路整備は大きく立ち遅れている上、昨年度の市町村合併により、1,026k㎡と広大な行政区域を擁することとなった本市にとっては、今後、市が一体となって発展していくためにも、市内の幹線道路網の整備が喫緊の課題となっている。

高速道路については、近畿自動車道紀勢線が、現在、みなべ～田辺間が平成19年度中の供用開始を目指し工事が進められているが、高速道路をはじめとする高規格道路は、地域の「生活向上の道」であり、また近い将来に発生が懸念されている東南海・南海地震発生時における国道42号の代替道路や緊急輸送道路ともなる「命の道」でもあることから、早期の整備が強く望まれている。

また、「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に登録されてからは、多くの観光客がこの地域を訪れるようになったが、魅力ある地域資源を最大限に生かし、地域を活性化していくためにも、幹線道路をはじめアクセス道路の整備が急務となっている。

よって、政府・国会におかれては、道路整備に対する地域のニーズが依然として高いことを踏まえ、地域の実情に即した道路整備の促進と財源確保に関し、次の事項について、留意されるよう強く要望する。

### 記

1. 地方の道路整備を促進するため、道路特定財源は一般財源化など他に転用することなく、すべて道路整備に充当すること。
2. 地方の自立的発展に不可欠な、高規格幹線道路から市町村道に至る道路網の整備をより一層強力に促進すること。
3. 特に、懸念されている東南海・南海地震に備え、「命の道」でもある高速道路をはじめ主要道路網の早急な整備を図ること。
4. 地方の道路財源を確保するとともに地方財政対策を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年7月6日

田 辺 市 議 会

(提出先)

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

国土交通大臣

内閣府特命担当大臣（金融・経済財政政策）

内閣府特命担当大臣（規制改革）

衆議院議長

参議院議長